

「信州伊那のすぐれもん」認定規則

(目的)

第1条 この規則は、優良な伊那の加工食品または工芸品などの特産品（以下「特産品」という。）を「信州伊那のすぐれもん」として認定および登録し、その質の向上をはかり、もって本協会の観光事業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 会長は、優秀なものはこれを認定し登録する。またすでに登録している特産品の更新を行う。

(認定基準)

第3条 「信州伊那のすぐれもん」は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 主として本市において販売目的をもって一般社団法人伊那市観光協会員によって生産される特産品で、特に優秀と認められるもの
- (2) 名称、意匠及び材料が本市にちなむ要素を有するもの
- (3) 意匠が優美と認められるもの
- (4) 風味が優良と認められるもの
- (5) 小売価格が適正なもの

(手続)

第4条 「信州伊那のすぐれもん」の認定及び登録は、その製造人の申請によって行う。

2 新たに認定を受けようとする者は、会長に「信州伊那のすぐれもん」認定登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 登録の更新を受けようとする者は、会長に「信州伊那のすぐれもん」登録更新申請書（様式第2号）」を提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 「信州伊那のすぐれもん」の登録の有効期間は、2年とする。

2 登録の有効期間満了後引き続き登録を受けようとする者は、期間満了前2ヶ月以内に更新の登録を受けなければならない。

(登録証等交付)

第6条 会長は、第2条により登録または更新したときは登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(証票の添付)

第7条 登録を行った特産品は、認定品証票（様式第4号）を附して販売することができる。

(手数料の納付)

第8条 「信州伊那のすぐれもん」の認定登録申請及び登録更新申請を行おうとする者は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は新規登録申請1件につき2,000円、2年ごとの更新申請1,000円とする。

3 既納の手数料は、審査不合格になったとしても還付しない。

(苦情処理の責任)

第9条 登録特産品の買い受け人から苦情があった場合は、製造人は誠意をもってその責めに任じなければならない。

(事務検査)

第10条 会長は、登録特産品が認定時の条件を保持しているか否かを随時検査することができる。

(認定の取り消し)

第11条 会長は、登録特産品が、次の各号の1に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定時の条件を保持していないとき。
- (2) 苦情処理の責めを負わないとき。
- (3) その他会長が取り消しの必要を認めるとき。

(認定会)

第12条 協会に、「信州伊那のすぐれもん」認定会（以下「認定会」という。）を置き、会長の諮問に応じて、特産品の認定を行う。

(認定会の組織)

第13条 認定会は委員9人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から会長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人伊那市観光協会役員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政庁吏員

3 特産品の関係者は委員には委嘱できない。

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 その職にあたるため委員となった者の任期は、その在職期間とする。

(委員長及び副委員長)

第15条 認定会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第16条 認定会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 認定会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 認定会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事)

第17条 認定会に幹事をおき、協会事務局の内から会長が任命する。

2 幹事は、認定会の所掌事務について委員を補佐する。

附 則

(施行日等)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に一般社団法人伊那市観光協会みやげ品推薦規則に基づいてした手続き、登録、審査会、委員その他の行為で、この規則に相当する規定があるものは、それぞれこの規則によりしたものとみなす。